

2014年 2月定例会での質問

鈴木節子市議

子ども・子育て支援新制度、平和行政

通告に従い、質問します。まず始めに、子ども子育て支援新制度について。この制度は、2012年8月、社会保障と税の一体改革関連法として消費税増税と一体で成立し、2015年4月から本格的に実施されようとしています。公的な制度を解体し、保育所・幼稚園の保育をサービス化し、企業参入の自由化、また保育料の設定の自由化など、子育て支援や、子どもの豊かな成長を保障するという立場でないことに問題があります。

また、施行まで1年しかないのに、保育の必要性・必要量の認定を受けなければ申請できないことや、認定こども園は保護者が事業所と直接契約することも保護者や保育関係者に充分知らされていません。

今、自治体がなすべきことは、新制度の全容が示されないまま、政府のしいたルールに前のめりで従うのではなく、保育の必要な子どもが保育を受ける権利を、責任を持って保障することです。

本市は、来年4月新制度施行と同時に、市立保育園・幼稚園を認定こども園に移行する方針を決め、昨年末から年始にかけ、パブリックコメントを実施し、1,337件の意見が寄せられました。大変忙しい時期にも係らず、多くの意見が寄せられたことは、移行に対する問題意識がいかに大きいかを示しています。

内容は、認定こども園への移行はやめ、公立保育園として存続発展させるべき、保育の実施義務の後退にあたる、保育・教育の質の確保が困難になる、また待機児解消につながるのか疑問、市民や保護者への説明不足など、見直しを求める意見が多く出されました。

質問の1点目に、パブリックコメントに寄せられた意見は、どのような問題意識を示しているか、また市民の理解や合意は得られていないと受け取れますが、当局の見解を伺います。

本市は、本格実施と同時に、公立園を認定こども園に移行する理由として、質の高い幼児教育・保育の一体提供、幼稚園と保育園の機能を併せ持つなどメリットのみを強調しています。しかし、新制度は、施設の認可基準や運営基準、保育の必要性・量の認定について、詳細は今年度末まで示されません。

新制度の問題点は、1つには、市町村の保育には実施責任が残る一方、その他の施設は保護者との直接契約が並存する問題、2つには認定によって保育時間に上限が設定され、必要な保育が受けられなくなる問題、3つには保育施設・事

業が多元化・多様化することで、保育基準や保育条件に格差が持ち込まれること、4つには保護者負担の増加などが挙げられます。

質問の2点目に、新制度はこのように問題が山積していますが、どのような課題があり、どう対応しようとしているのか、伺います。

新制度の問題点の本質は、児童福祉法24条の市町村の保育の実施義務の位置づけです。保育の実施義務とは、保育に欠ける乳幼児について、市町村が保育所において保育しなければならないという義務です。改正された児童福祉法24条1項は、保育所での保育は、現在の制度同様、市町村が保育の実施義務を負うことを明記し、保育所での保育が市町村の責任で保障されます。一方、24条2項は、「市町村は、認定こども園や地域型保育により、必要な保育を確保するための措置を講じなければならない」とあり、措置とは、手段、方法に過ぎず、努力にとどまり、市町村の保育の実施義務は後退するのではないか、という問題です。

質問の3点目に、改正児童福祉法24条の1項と2項それぞれについて、市町村の保育の実施義務についての解釈を伺います。

次に平和行政について、質問します。国連軍縮会議が開催されてから1年が経過しました。市長は、国際会議を誘致して成功させたとかマイスばかりで、平和・軍縮について一言も言及がありません。一方「市民の立場で世界の平和に貢献できることはないか、考えていきたい」という市民の声が広がっています。軍縮会議を成功させたその力で平和を守る次のステップに進むときです。

質問の1点目に、会議開催後市民の平和に対する意識を深めるため、どのような事業展開を行ってきたのか、2点目に、軍縮会議が、子どもたちが平和と正面から向き合い、平和の尊さを再認識する機会になったと思いますが、平和学習推進の観点で、どのような取り組みを行い、その成果はどう現れているか、伺います。

2回目

子ども子育て新制度の問題の核心は認定こども園を保護者との直接契約にし、市町村の決定権を及ばなくさせ、保育の実施義務の後退で企業の参入を自由にする、保育の質に格差が生じかねない、これが多くの保育関係者、保護者の問題意識です。

児童福祉法24条2項は、保護者と直接契約となる認定こども園が対象となり、

市町村は直接の責任を負わなくなり、保育を受けられるかどうかは、当事者である事業者と保護者との契約により決まります。その契約に関し、市町村は第三者に過ぎず、契約を強制的に結ばせる権限はありません。市は、市立園の認定こども園移行後は、新制度の実施主体として、児童福祉法第 24 条の責任に加え、公立の認定こども園の設置者としての責任を持って保育責任を果たしていきます、と回答しています。公立の認定こども園ですので、公立でいる間は市が責任を負う。これは当然ですが、民営化されれば責任は負わないという事と表裏一体か、公立でいる間は責任を持つが、民営化されれば別の話だというように聞こえます。確認の意味で質問します。公立の認定こども園は、子どもの入所と入所してからの保育について、市が直接の責任を負うのか、伺います。

次に児童福祉法 24 条 3 項、利用調整についてです。保育の需要に対して保育所や認定こども園が不足するおそれがある場合、市町村が利用調整や利用の要請を行うというものです。これは、定員に空きがあり、利用可能な施設をあっせん・紹介する行政指導なのか、それとも定員に空きがなく、施設が拒否した場合でも強制力のある行政処分なのか、詳細な記述はありません。

政府の意図は、不足している保育所への利用希望が殺到した場合、希望の保育園に入所できないこども達を認定こども園や、小規模保育などに振り分ける、というものです。

質問の 2 点目に、市の行う利用調整、利用要請とはどういうことか、どこまで市が責任を負うのか、また保護者が希望していない施設を調整の結果とすることは許されず、保護者の保育所選択の権利は保障されるのか、伺います。

次に、施設の統廃合、民営化について。市は市立園の適正配置・民営化について、アセットマネジメントの計画策定・見直しの中で、三つの項目で進めるとしてしています。近隣に複数園がある場合、老朽化した施設の対応、私立園との調整の 3 項目で検討し、積極的に進めるとしてしています。先日のわが党の質問に、個別の施設ごと、施設の役割を踏まえ、地域割のなかで検討するとしてしています。

統廃合・民営化の理由を、幼保連携しても施設の入所にバラつきがあるとか、民間活力を活かすことを正当化しています。認定こども園への移行の目的は突き詰めれば、一旦公立でスタートし、いずれ民営化し市の責任を後退させ、保育基準を引き下げ、企業の参入を推進し、競い合うような保育に変質させることではないでしょうか。

質問の 3 点目に、施設の統廃合、民営化をなぜ進める必要があるのか、民営化すれば、保育園が培ってきた地域の子育て支援の拠点を減らすことになり、公の責任の後退につながるのではないかと、見解を伺います。

次に平和行政について。今年は、太平洋ビキニ環礁でアメリカの水爆実験による被災から 60 周年目にあたります。平和大使を務める本市の高校生は、「二度と核兵器による犠牲者が出ないように、平和な世界を築くために、多くの人と力を合わせ、努力を続けたい」と同世代に伝え、語り継ぐ活動を続けています。

本市の小学 6 年生が軍縮会議開催に合わせ、平和について考える意見文集を書き、お互いの意見を交換しています。一部を紹介しますと「お互いを認め合い、信頼し合える仲間と共に平和へと一步一步進んでいきたい」とか、「ぼくたち子どもが、平和のために世の中をしっかりと理解して判断力をもてるよう大きく成長していきたい」など、将来を見据えたしっかりした意見を持っていることに感銘しました。

市民や子どもたちが、平和と正面から向き合い、平和の尊さを次世代に継承させることが必要です。市長は、国連軍縮会議の閉会にあたり、「この平和な世界の実現に向けた機運を一過性のものとすることなく、これからも、市民と行政がともに、平和や軍縮といった問題に継続して取り組んでいく」と宣言しました。正に一過性にすることなく、継続した取り組みが必要です。

質問の 1 点目に、今後の市民参加による平和行政の方針はどのようなものか、
2 点目に、今後、学校教育の中で平和学習をどのように位置づけ、充実させていくのか、方針を伺います。

3 回目

本市の待機児童数は、H20 年の 22 人から 25 年は 153 人と一気に増え続け、特に 0 歳から 2 歳児が増加しています。本市は、待機児解消加速化計画で 1044 人の整備目標を決めましたが、保育施設を整備すれば入所希望は増え、潜在的保育需要はますます増加し、保育の必要量はさらに増加することが予想され、需要に叶った量の整備が必要となります。子ども子育て支援事業計画には、統廃合・民営化ではなく、公立保育園の整備目標をたてることが、保育ニーズにつながる最善の策と考えます。見解を伺います。

2 点目に、制度の施行と同時に市立保育園・幼稚園を認定こども園に移行することについて。認定こども園への移行を国が誘導してはいるものの、政府方針として確認されている訳ではなく、関連法に明示があるわけでもありません。パブコメは、否定的な意見が多く占められ、市民の理解は得られていません。またほとんどの保護者には知らされていません。国からも全容が示されないまま、準備に迫られる職員も暗中模索ではないでしょうか。拙速に認定こども園に移行を急ぐ必要も理由もなく、子どもの発達と生命を守り、保育を保障するためには、移行をやめ、慎重に対応すべきではないか、見解を求めます。